商品概要説明書

総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)

(平成30年7月1日現在)

商品名	・総合口座(普通貯金無利息型<決済用>)
ご利用いただける方	・個人のみ(当座貸越取引が行われることから未成年者と取引する場合は、法
	定代理人と取引を行います。)
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1)預入方法	・随時預け入れできます。
(2) 預入金額	1円以上
(3)預入単位	1円単位
払戻方法	・随時払い戻しできます。
利息	・普通貯金は無利息となります。
手 数 料	キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当」Aおよびオンライン提携金
	融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
付加できる特約事項	・自動継続扱いの定期貯金、定期積金を担保組入れることにより、当座貸越をご利用できます。貸越限度額は、定期貯金・定期積金の合計額の90%(千円未満切捨て)、最高300万円までご利用になれます。貸越利率は、定期貯金の利率に年0.5%上乗せした利率、定期積金の利回りに年0.5%上乗せした利率が適用されます。
	・キャッシュカードによりATM等で入出金ができます。
	・キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。
	・給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。
	また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。
	・貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度)	対 並 体 に
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:059-229-3504)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する一般社団法人JAバング相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または一般社団法人JAバング相談所にお申し出ください。愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777)民間総合調停センター(大阪府)※※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記一般社団法人JAバング相談所にお申し出ください。
その他参考となる	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月23日
事項	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ
	ていただきます。
	・貸越が発生している状態で一定の条件になった場合には、貸越金を即時にご
	返済いただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。